

神岡空支掲示第2号

関税法第24条第1項の規定に基づき、岡山空港（岡山県岡山市日応寺1277）における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通または貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、令和3年7月1日から適用することとしたので、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

令和3年7月1日

岡山空港税関支署長 小川 剛 史

1. 本邦と外国との間を往来する航空機（以下「外国往来機」という。）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

場所の名称	備考
税関出国旅具検査場	出国する旅客及び乗組員
税関入国旅具検査場	入国する旅客及び乗組員
貨物ターミナルビル南側の通路	機用品（燃料及び機内食等の積卸業務に限る。）に従事する者
国際線到着荷捌場南側の通路	その他空港業務に従事する者

2. 外国往来機と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

場所の名称
1番から3番の駐機場
5番から8番の駐機場
21番の駐機場